

新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の廃止決定に係る新潟地方労働審議会の
意見に関する公示

新潟労働局一般公示第4号

令和8年3月4日新潟地方労働審議会から新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の廃止決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の廃止決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項に基づき、令和8年3月19日までに、新潟労働局長あて（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年3月4日

新潟労働局長 福岡 洋志

記

新潟県洋食器・器物製造業最低工賃廃止決定に係る新潟地方労働審議会の意見要旨

次の新潟県洋食器・器物製造業最低工賃を廃止すること。

1 適用する家内労働者

新潟県の区域内で洋食器・器物製造業に係る研磨又は打抜きの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 洋食器製造業に係る研磨又は打抜きの業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格		工程	金額
	材質	仕様板厚		
デザート スプーン	13クロム ステンレス	2.0ミリ メートル	縦コバスリ及び面とり（バフ レース盤による柄及びつぼの 部分の側面の研磨（120番手 以上の研磨材を使用するもの に限る。）をいう。以下同 じ。）	1円 58銭
			地抜き（プレス機械による切 断地抜きをいう。以下同 じ。）	79銭
ラージティ ースプーン		1.8ミリ メートル	縦コバスリ及び面とり	1円 12銭
			地抜き	67銭
ティースプ ーン		1.5ミリ メートル	縦コバスリ及び面とり	1円 12銭
			地抜き	67銭
デザート フォーク		2.0ミリ メートル	縦コバスリ及び面とり	1円 58銭
			地抜き	79銭

備考：上記品目には、異種材柄を使用するものは除く。

(2) 器物製造業に係る研磨（プレス加工及びスピニング加工された生地の内外面をバフレース盤を用いて行う手作業による鏡面磨きに限る。）の業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格				工程		金額
	材質	仕様 板厚	外径	高さ	手順	使用する 研磨材	
ボール	18クロ ムステ ンレス スチー ル（2 Bの仕 上板に 限る。）	0.6 ミリ メー トル	21セ ンチ メー トル	8セ ンチ メー トル	1 第1目つぶし 2 第2目つぶし 3 サイザル 4 仕上げ	120番手以上の研磨材 250番手以上の研磨材 サイザルバフ 布バフ	66 円
丸盆	18クロ ムステ ンレス スチー ル（2 B又は B Aの仕 上板に 限る。）	0.5 ミリ メー トル	30セ ンチ メー トル		1 目つぶし（立 ち上がり部分の表 裏について行うも のに限る。） 2 サイザル 3 仕上げ	180番手以上の研磨材 サイザルバフ 布バフ	60 円

4 効力発生の日
法定どおり